

【疑義照会簡素化プロトコルについて】

■ プロトコルの目的

- ・疑義照会に要する時間の短縮
 - ・患者サービスの向上（待ち時間削減・服薬継続性の確保）
 - ・処方医・薬局双方の業務効率化
 - ・地域連携の強化と円滑な情報共有
-

■ 対象薬局

当院と「疑義照会簡素化プロトコル合意書」を締結した保険薬局が対象となります。

■ 簡素化の対象（概要）

以下の事例に該当する場合、個別の処方医確認を省略し、患者さんの同意を得た上で変更が可能です。（詳細は別紙プロトコル参照）

- ① 一包化調剤への変更
- ② 成分が同一である銘柄変更
- ③ 内服薬の剤形変更（例：OD錠⇔錠剤 等）
- ④ 内服薬の規格変更による調整
- ⑤ 消炎鎮痛剤における剤型変更（パップ⇔テープ）
- ⑥ 日数の適正化
- ⑦ 残薬調整
- ⑧ 外用剤の部位に関する確認・補足

※ 麻薬・抗悪性腫瘍剤・漢方薬・生物学的製剤など、一部対象外の医薬品があります。

※ 詳細な条件については原文プロトコルをご確認ください。

■ 運用の流れ

1. 当院よりプロトコル内容の説明
 2. 「疑義照会簡素化プロトコル合意書」の締結
 3. 対象事例に該当する処方への簡素化運用
 4. 患者さんへの説明と同意取得(口頭で可)
 5. 後日、変更内容を当院医事課へ報告
-

■ 患者さんへの説明・同意について

変更を行う際は、患者さんへの説明と同意取得を前提として対応をお願いします。
特に以下の場合は丁寧な説明をお願いいたします。

- ・服用方法が変わる場合
- ・費用に差が生じる場合
- ・剤形変更などで見た目が変わる場合

※書面での同意は不要であり、薬局での口頭確認と記録で対応いただけます。

■ 変更内容の報告

プロトコルに基づき変更を行った場合は、後日、当院医事課へ変更内容をご報告ください。

なお、該当しない事項については、従来通り当院への疑義照会をお願いいたします。

■ 添付資料(PDF ダウンロード)

- ・武蔵ヶ丘病院 疑義照会簡素化プロトコル(原文)
- ・疑義照会簡素化プロトコル合意書

※HP 上ではリンクボタン形式で掲載可能です。必要に応じてファイル形式や掲載位置をご相談ください。

■ お問い合わせ

運用方法や合意書の締結に関するお問い合わせは、当院薬剤部までご連絡ください。

連絡先 武蔵ヶ丘病院 薬剤部 096-342-5372 担当:畑本